

令和4年1月25日	資料1
第1回 効果的・効率的な実施方法等に関する ワーキング・グループ	

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会
効果的・効果的な実施方法等に関するワーキング・グループ
開催要綱

1. 目的

「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」の検討事項のうち、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた特定健診・特定保健指導の効果的・効果的な実施方法等についての検討を行うため、効果的・効果的な実施方法等に関するワーキング・グループ（以下「実施方法WG」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 実施方法WGは、保険局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 実施方法WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 実施方法WGに主査を置き、構成員の互選により選出する。
- (4) 主査は、主査代理を指名することができる。
- (5) 実施方法WGには、必要に応じて別紙に掲げる委員以外の関係者の出席を求められることができる。

3. 検討会の運営

- (1) 実施方法WGの議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 実施方法WGの庶務は、健康局健康課の協力を得て、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、実施方法WGの運営に関し必要な事項は、実施方法WGの主査が定める。